

八尾市「IoTを活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」 仕様書

業 務 名 八尾市「IoTを活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関する
デザイン業務」

履 行 期 間 契約日から平成30年3月31日まで

1 趣旨

この仕様書は、「IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めた本業務公募型プロポーザル実施要領の業務内容の詳細を示し、企画提案書等の提出に必要な事項を定めるとともに、本業務の実施に当たって必要な事項を定めるものとします。

2 事業の実施方針

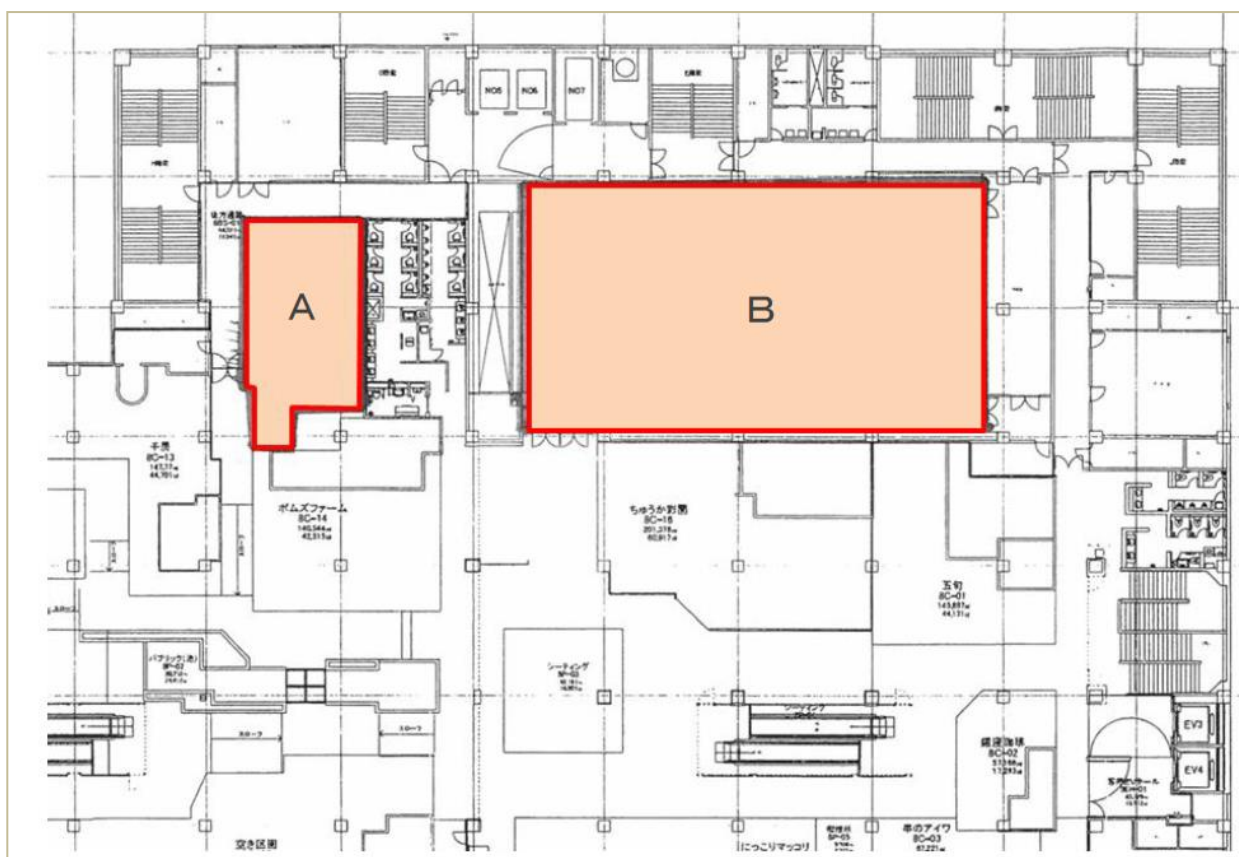
八尾市は、市内の経営者が高齢化し、事業所の多くが成熟期・衰退期を迎えるなか、八尾市中小企業地域経済振興基本条例の基本方針である『地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり』に基づき、本市が将来にわたり持続可能な基礎自治体として役割を担っていくために、地域が有する魅力を最大限に活かし、「しごと」をするにも、住むにも魅力あるまちとして選ばれ、若い世代が集まり、活気ある八尾の「まち」を次代へとつなぐ施策展開を進めております。

近鉄八尾駅前新商業施設「LINOAS（リノアス）」（大阪府八尾市光町 2-60）において、世界に誇れるものづくりの技術やサービスを身近に体験・体感できる IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点（以下、『拠点施設』）を創設することにより「八尾市人口ビジョン・総合戦略」にある「身近なしごとの場の充実につながる、活発な産業活動が展開されるまちの実現」をめざします。

本業務は、次世代のものづくり人材、クリエイティブ人材が働きたくなるよう誰もが、いつでも、気軽に、クリエイティブを楽しむことのできるまちづくりを実現するためにビジネスパーソンをはじめ、大人から子どもまでさまざまな人々が往来するような拠点施設の基本コンセプト及び空間デザイン等を設計するとともに、市内外の参画企業の協働喚起を図り、ビジネスモデルの検討及び検証を行うことにより、自主運営可能なビジネスモデルを構築するものです。

【拠点施設の平面図】「LINOAS（リノアス）8階部分」（大阪府八尾市光町2-60）

スペースA：約110㎡、スペースB：約550㎡ 計約660㎡



3 委託料上限額

八尾市「IoTを活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」35,000,000円（諸経費、消費税等、本業務に係る一切の費用を含む）

4 委託業務の概要

(1) 業務名

八尾市「IoTを活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」

(2) 全体像

八尾市は全国でも有数のものづくりのまちであり、誰もが、いつでも、気軽に、クリエイティブを楽しむ場所を創設するにあたり、参画企業による自主運営組織を構築し、ビジョンを共有するためのワークショップ等を行うことにより、本市の基本コンセプトに賛同する市内外の参画企業の協働喚起を図るとともに、市内企業向けにIoTの利活用を促進する拠点施設を整備するにあたり、公募により、事業コンセプトデザイン、空間デザイン、拠点施設の事業運営のためのビジネスモデルの構築などに係る企画立案及び業務運営を行う受託候補者を選定する。

(3) 業務内容

事業の実施方針に基づき、下記の①から④までの業務内容を遂行するための手法及び

⑤から⑥までの事務局の運営手法について提案してください。

①コンセプトデザインの構築について

参画企業やワークショップ参加者の総意が得られるようなコンセプトデザインを設計するための手法を立案すること。

②参画企業の協働喚起について

参画企業間の協働喚起につながる仕組み及び参画企業数が増加する仕掛けを構築すること。

③自主運営可能なビジネスモデルの構築について

参画企業等の法人組織を構築し、負担金及び利用者収入等の短期の収支概算を含めた中長期にわたる自主運営可能なビジネスモデルを構築するための手法を立案すること。

④空間デザインの構築について

本市が指定する図面及び利用制限並びに予算範囲を考慮した空間デザインを設計するための手法を立案すること。

⑤進捗管理の手法について

ワークショップの開催、参画企業のマネジメントや交渉内容を含めた書類、音声及び画像等を活用しながら事業に関する進捗管理の記録を行い、参画企業内の情報共有及び当該事業に関する広報戦略を含めた情報発信ならびに事業運営を行うこと。なお、記録された書類、音声及び画像等については、最終的に本市に報告を行うこと。

・ 定例及び随時のミーティングの開催

月1回程度、定例ミーティングを行うとともに、必要に応じて随時のミーティングを行い、月次での進捗報告及び課題の共有、本業務における重要事項の検討を行う。その際の議事については作成の上、本市に報告を行うこと。

⑥広報・募集活動について

利用者及び参画企業の更なる獲得のため、受託候補者のネットワークを用いて広報するとともに、SNSを活用するなど、幅広く当該事業について広報すること。

・ 当該事業に関する効果的なコンテンツの制作、PRについて

事業の魅力や意義が伝わる効果的なコンテンツ等を作成し、PRすること。

・ SNSの活用及びマスメディアの活用について

SNS内に当該事業の特設ページを設け、広報活動を行うとともに、参加企業のコミュニティ形成のために積極的にSNSを活用すること。また事業PRのために積極的にテレビや雑誌、新聞、Web等の主要メディアを積極的に活用して周知を進めること。

※運営体制

契約期間において効率的な業務を遂行できるように、組織内において本業務に関する事務局を設置すること。

5 その他

- (1) 個人情報の保護の重要性を認識し、八尾市個人情報保護条例（平成10年条例第15号）その個人情報に関するその他法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施で得られた成果物、情報（個人情報を含む）等については本市に帰属すること。
- (3) 全部を一括して、又は主たる部分の再委託を禁止することとし、必要がある場合は本市と協議すること。
- (4) その他、本業務の実施に際しては本市の指示に従うこと。
- (5) その他詳細については、本市と本業務の委託契約を締結する際に別途、協議すること。
- (6) 本業務中に知り得た事項を、他に漏らさないこと。

6 想定する成果物

本業務の契約完了日までに（1）～（6）の成果物を本市に提出すること。なお成果物については、紙媒体及びデータ（Word、Excel、PowerPoint、PDF 等）により納品するものとします。

- (1) 企画書、広報物、実施報告書
- (2) 進捗状況報告書（頻度：月1回程度）
- (3) コンセプトデザイン（事業実施方針に基づくもの）
- (4) 空間デザイン（ロゴデザイン、完成イメージ図及び平面図への落とし込み）
- (5) ビジネスモデル（収益概算を含めた中長期計画及び自主運営組織の法人組織）
- (6) 業務実績報告書（提出期限：平成30年3月31日）